

## 請願・陳情等の受理状況について

令和2年5月14日

ア 教科書採択に関する要望書  
について

## 京都教科書問題連絡会議

平和を願い戦争に反対する京都戦没者遺族の会（倉本頼一）  
子どもと教科書京都ネット21（大八木賢治）  
京都子どもを守る会（板東利博）  
新日本婦人の会京都府本部（会長 魚山栄子）  
出版労連京都地協（議長代行 新村恭）  
中国人戦争被害者の要求を支える京都の会（桐畑米藏）  
自由法曹団京都支部（幹事長 小笠原伸児）  
京都教育センター（代表 高垣忠一郎）  
京都教職員組合（執行委員長 河口隆洋）  
京都市教職員組合（執行委員長 大味祥恵）  
京都退職教員の会（会長 長谷川英俊）

請	願	書	0 件	
要	請	書	等	1 件
	計		1 件	



(報告)

## 教科書採択に関する要望書について

下記のとおり要望書の提出がありましたので、その概要について報告します。

令和2年5月14日

教育長 橋本 幸三

### 1 要望書提出者

京都教科書問題連絡会議

平和を願い戦争に反対する京都戦没者遺族の会（倉本頼一）

子どもと教科書京都ネット21（大八木賢治）

京都子どもを守る会（板東利博）

新日本婦人の会京都府本部（会長 魚山栄子）

出版労連京都地協（議長代行 新村恭）

中国人戦争被害者の要求を支える京都の会（桐畑米蔵）

自由法曹団京都支部（幹事長 小笠原伸児）

京都教育センター（代表 高垣忠一郎）

京都教職員組合（執行委員長 河口隆洋）

京都市教職員組合（執行委員長 大味祥恵）

京都退職教員の会（会長 長谷川英俊）

### 2 要望書提出日

令和2年4月14日(火)

### 3 要望の概要

- (1) 選定資料は憲法の原則に基づき、平和と人権などの観点からバランスの取れたものにする事。
- (2) すべての教職員が十分な時間保障のもと、教科書について綿密な調査研究ができるようにすること。そのための具体的措置を各採択地区で取れるように、各市町教育委員会への指導をすすめること。

- ①教員が展示会に出向いて教科書見本を手にとって調査研究できるよう、時間保障とともに出張扱いにするなどの配慮をすること。見本を各学校に回覧させること。
  - ②各学校のすべての教員が見本を閲覧し、意見を提出し、それをまとめて学校としての報告書を作成すること。学校からの報告書は、選定委員会や教育委員会における採択のための正式な資料として位置付けること。また教科書の内容や長所や課題を的確に記載できるよう報告書の書式も検討すること。
  - ③調査研究委員の選出を民主的に行い、恣意的に選出されないようにすること。
- (3) 市民への「ひらかれた採択」をさらにすすめるため、以下の具体的措置を要請します。
- ①府教委所管の教科書展示会場を増設するとともに、開場時間をさらに延長し、休日も開場すること。閲覧者が意見を書く用紙を確実に用意すること。
  - ②すべての市町村に対して、以下の点を働きかけること。
    - ・市役所・役場・公共図書館などに、住民が立ち寄りやすい教科書展示会場を独自に設けること。
    - ・教科書を各学校に巡回させるなど、教職員が実際に教科書を手にとって読む機会を設けること。
  - ③引き続き教科書閲覧の日程や時間の延長の継続と閲覧場所や意見書を書くスペースを十分確保すること。
- (4) 府民に開かれた教科書採択を行うため、以下の点をすべての市町村へ指導をすること。
- ①教科書を審議する各地区採択協議会、教育委員会議を公開し多くの市民が傍聴できるようにすること。
  - ②採択協議会に提出された選定資料（調査研究資料）を選定教科書の決定前に公開すること。
  - ③選定委員（調査研究員）だけによる選定でなく、地区内すべての学校の教職員の意見を集約し採択に反映できるしくみをつくること。
- (5) 「義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律施行規則」に関する文科省の通知（2014年9月3日）は「採択地区協議会の会議の議事録を作成しておくことが望ましい」とし、法律はそれを「遅滞なく公表するよう努めものとする」規定しています。この趣旨を採択地区、市町村教委に徹底し遅滞なく、
- ①当該教科書の種類
  - ②教科書を採択した理由
  - ③教科書研究のために作成した資料
  - ④採択地区協議会の会議の議事録
- を公表するよう市町村教委を指導すること。

京都府教育委員会  
教育長 橋本幸三 様

## 2020年度中学校教科書採択に関する要請書

### 京都教科書問題連絡会議

平和を願い戦争に反対する京都戦没者遺族の会（倉本頼一）  
子どもと教科書京都ネット21（大八木賢治）  
京都子どもを守る会（板東利博）  
新日本婦人の会京都府本部（会長 魚山栄子）  
出版労連京都地協（議長代行 新村恭）  
中国人戦争被害者の要求を支える京都の会（桐畑米蔵）  
自由法曹団京都支部（幹事長 小笠原伸児）  
京都教育センター（代表 高垣忠一郎）  
京都教職員組合（執行委員長 河口隆洋）  
京都市教職員組合（執行委員長 大味祥恵）  
京都退職教員の会（会長 長谷川英俊）

平素より、子どもたちの健やかな成長発達を保障する、教育条件の整備にご尽力されていることに敬意を表します。

3月25日に新学習指導要領による中学校教科書の検定結果の報道がありました。

新聞報道では全教科で「主体的・対話的で深い学び」という学びにかかわる記述が増大し、ますます教科書は分厚い参考書のようなものになり、子どもや学校現場の負担は大きくなります。そして子どもと親を競争に追い込む危険も高まっています。一方で「主体的・対話的で深い学び」といいながら、教師には型通りの授業を強いる可能性もあります。また領土問題ではより詳しく政府見解に沿うかたちの記述や、憲法尊重義務をないがしろにして憲法改正を誘導するような記述もあります。一方、道徳では数値での自己評価は消える方向に変化してきています。また歴史教科書では新たに参入してきた出版社を含め、「慰安婦」記述がされるようになりました。しかしこれに対し一方的な政治的な攻撃を意図する報道も行われています。

一方、新学習指導要領では「地域や子どもの実態に応じた教育課程を作らなければいけない」ことを強調し、「実態に応じた」教育課程づくりを重視しています。もともと学校は教科教育だけではなく、教科外も含め子どもの実態に合うように考えなければならず、「両親や地域社会の人々に直接間接に援助されて、児童・生徒とともに学校における実際的な教育課程」（51年学習指導要領）の上に成り立っています。また「主体的・対話的で深い学び」が強調されるなど、子どもの教育に直接責任を持つ現場教職員による主体的な教科書検討と選定がますます重要になっています。さらに開かれた教科書採択の重要性について、文科省も「教科書採択に関しては、保護者をはじめ国民により開かれたものにしていくことが重要です。具体的には、教科用図書選定審議会や選定委員会等の委員に保護者代表等を加えていくなど、保護者等の意見がよりよく反映されるような工夫をすること」を求めています。

私たち京都教科書連絡会議は、『伝統と文化』や『我が国と郷土に対する愛情』という言い方で偏狭な愛国心を強調するのではなく、平和と国際連帯の大切さや日本国憲法の価値を正しく伝えることを重視することを要請してきました。今こそ、子どもたちの学ぶ喜びやともに生きていく力が育つ教育を展望したいと思います。そのため、子どもや親、教員、市民、研究者など教育関係者の声に耳を傾ける「開かれた教科書採択」のしくみを整備することが必要です。以下の諸点を教育委員会に強く申し入れるものです。

### 記

- 1、選定資料は憲法の原則に基づき、平和と人権などの観点からバランスの取れたものにする。

- 2、すべての教職員が十分な時間保障のもと、教科書について綿密な調査研究ができるようにすること。その為の具体的措置を各採択地区で取れるように、各市町村教育委員会への指導をすすめること。
- ① 教員が展示会に出向いて教科書見本を手にとって調査研究できるよう、時間保障とともに出張扱いにするなどの配慮をすること。見本を各学校に回覧させること。
  - ② 各学校のすべての教員が見本を閲覧し、意見を提出し、それをまとめて学校としての報告書を作成すること。学校からの報告書は、選定委員会や教育委員会における採択のための正式な資料として位置付けること。また教科書の内容や長所や課題を的確に記載できるよう報告書の書式も検討すること。
  - ③ 調査研究委員の選出を民主的に行い、恣意的に選出されないようにすること。
- 3、市民への「ひらかれた採択」をさらにすすめるため、以下の具体的措置を要請します。
- ① 府教委所管の教科書展示会場を増設するとともに、開場時間をさらに延長し、休日も開場すること。閲覧者が意見を書く用紙を確実に用意すること。
  - ② すべての市町村に対して、以下の点を働きかけること
    - ・ 市役所・役場・公共図書館などに、住民が立ち寄りやすい教科書展示会場を独自に設けること。
    - ・ 教科書を各学校に巡回させるなど、教職員が実際に教科書を手にとり読む機会を設けること。
  - ③ 引き続き教科書閲覧の日程や時間の延長の継続と閲覧場所や意見書を書くスペースを十分確保すること。
- 4、府民に開かれた教科書採択を行うため、以下の点をすべての市町村へ指導をすること。
- ① 教科書を審議する各地区採択協議会、教育委員会を公開し多くの市民が傍聴できるようにすること。
  - ② 採択協議会に提出された選定資料（調査研究資料）を選定教科書の決定前に公開すること。
  - ③ 選定委員（調査研究員）だけによる選定でなく、地区内すべての学校の教職員の意見を集約し採択に反映できるしくみをつくること。
- 5、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則」に関する文科省の通知（2014年9月3日）は「採択地区協議会の会議の議事録を作成しておくことが望ましい」とし、法律はそれを「遅滞なく…公表するよう努めものとする」と規定しています。この趣旨を採択地区、市町村教委に徹底し遅滞なく、
1. 当該教科書の種類
  2. 教科書を採択した理由
  3. 教科書研究のために作成した資料
  4. 採択地区協議会の会議の議事録
- を公表するよう市町村教委を指導すること。

以上